



火工品の点火部・出力部に火薬類以外のものを取り付ける

変形行為の詳細	変形行為で取り扱う火工品の性状	当該行為が保安上支障がない理由	判定
<p>航空機用消火器への火薬カートリッジの取り付け、取り外し。 火薬カートリッジがついた航空機用消火器の航空機への取付け、取り外し。</p> <p>◎行為の手順 ①航空機用消火器に火薬カートリッジを取付け、当該消火器を航空機に取り付ける。 ・航空機用消火器に火薬カートリッジを取り付ける。 ・火薬カートリッジを取付けた消火器を航空機に取り付ける。 ・消火器に取り付けられた火薬カートリッジに点火用の配線を接続する。</p> <p>②航空機から航空機用消火器を取り外し、当該消火器から火薬カートリッジを取り外す。 ・航空機内で、消火器に取り付けられた火薬カートリッジの点火用の配線を外す。 ・航空機から、火薬カートリッジが取り付けられている消火器を取り外す。 ・消火器から火薬カートリッジを取り外す。</p>	<p>①対象火工品 火薬類取締法第2条第1項第3号へ「その他火工品」に該当。 ②火薬量(火薬及び爆薬量の合計) 0.185g～1.1g/個 ③その他 ・火薬・爆薬は露出しておらず、火薬・爆薬は取り出せない構造となっている。 ・火薬・爆薬の爆風により、消火器の圧力封板を開放し、消火器内の消火剤を放出させる目的で用いられる。 ・有効期限があるため、定期的に交換が必要。</p>	<p>以下の通り、イからホの全ての要件を満たすことから、製造行為とみなさなくても保安上の支障がないと考えられる。</p> <p><u>イ. 当該「変形」行為が行われる場所の火薬類の停滞量(密度)が少ないこと</u> →航空機用消火器は、エンジン1基に対して1～2個搭載される。 火薬カートリッジは、航空機用消火器に1～2個搭載される。 航空機のエンジンの基数で取り扱う火薬カートリッジの数が定まる。</p> <p><u>ロ. 火工品を構成する火薬・爆薬が少量であること(不時作動時の周囲への影響が少ないこと)</u> →火薬・爆薬の合計量は最大で1.1グラム/個と少量であり、不時作動時の周囲への影響は小さいと考えられる。</p> <p><u>ハ. 「変形」行為により、危険性(発火・爆発の影響、発火・爆発の可能性)が増加しないこと</u> →火薬カートリッジを航空機用消火器に取付け、取り外す行為及び航空機に当該カートリッジを取付け、取り外す行為は、火薬カートリッジ自体の性状が変化するものではないことから、危険性の増加はない。</p> <p><u>ニ. 当該火工品が、機器等に取付け又は取り外しできるように設計されたもので、当該設計どおりに取付け又は取り外しをする「変形」行為であること</u> →航空機の整備場所では、航空機メーカーや航空機部品メーカーの作業手順書に従い、消火器への火薬カートリッジの取付け、取り外し、航空機に火薬カートリッジが取り付けられた消火器の取付け、取り外しが行われている。</p> <p><u>ホ. 火工品の性状として、当該火工品の「変形」行為中に想定される、落下、静電気の放電等の刺激によっても、作動しない又は対策が講じられている等「変形」行為中に不時作動の可能性が低いこと</u> →消火器用の火薬カートリッジは、静電気、衝撃、落下に対する安全対策がなされており、取付け、取り外し中に不時作動するおそれは低いと考えられる。</p>	<p>変形行為 ↓ 変形行為ではない</p>